

日越共同イニシアティブ・フェーズ5 総括表

項目番号	項目概略	評価						
		◎	○	△	x	-		
1	WT1 (1)法制度・運用	a)	◎					
2	法制度・運用	b)	◎					
3		c)	○					
4		d)	○					
5		e)			△			
6	WT2 (1)外国契約者税	a)	◎					
7	税制	b)	○					
8	(2)個人所得税	a)	◎					
9		b)	◎					
10	WT3 (1)事前教示制度	a)	○					
11	運輸・通関	b)	○					
12		c)	○					
13		d)	○					
14		e)	◎					
15		f)	◎					
16		g)	○					
17	(2)電子通関システム	a)	○					
18		b)	○					
19		c)	○					
20		d)	◎					
21	(3)WTO約束	a)	○					
22	WT4 (1)人材育成	a)	○					
23	人材・労働	b)	○					
24		c)						-
25		d)	○					
26		e)	○					
27		f)	◎					
28		g)	◎					
29		h)	◎					
30		i)	○					
31		j)	○					
32		k)			△			
33		l)	○					
34		m)						-
35		n)						-
36	(2)工業団地の労働者の生活改善	a)	◎					
37		b)			△			
38		c)			△			
39		d)	◎					
40	(3)労働法運用の検討	a)	○					
41		b)	○					
42		c)	◎					
43		d)	◎					
44	WT5 (1)知財執行強化	a)	○					
45	知的財産	b)	○					
46		c)	○					
47		d)	○					
48	(2)消費者保護	a)						-
49		b)						-
50		c)	○					
51	(3)水際取り締まり	a)	◎					
52		b)	◎					
53		c)	○					

54	WT6	(1)環境保護法制	a)	日本側は、環境保護関連法制の運用実施に関する問題点を整理し、文書にてベトナム側へ送付する。		○				
55	環境		b)	日本側及びベトナム側は、具体的問題点ごとに、意見交換を行う。		○				
56			c)	廃棄製品リサイクル及び処理に関連する法令首相決定の実施細則の策定に向けて意見交換を行う。	◎					
57			d)	ベトナム側は、省庁をまたがる環境規制の実施について文書にて回答する。						-
58			e)	ベトナム側は、実状に適合させるよう、環境標準・技術基準の見直しについて文書にて回答する。						-
59	WT7	(1)流通業の多店舗展開規制の明確化	a)	日本側及びベトナム側は、通達08号の運用予定と運用実態について、意見交換を行う。	◎					
60	小売・流通・不動産		b)	ベトナム側は、意見交換結果に基づき、問題点・実態を把握した上で、通達08号の改正案を作成する。		○				
61			c)	ベトナム側は、通達08号を改正する。			△			
62		(2)サブリース規制の撤廃	a)	日本側及びベトナム側は、サブリース事業の意義について、共通理解を得る。	◎					
63			b)	ベトナム側は、共通理解に基づき、サブリース規制撤廃の方向で、不動産経営法改正案を作成する。	◎					
64	WT8	(1)ノンバンクの定義	a)	日本側は、ベトナム側に対して、日本のノンバンク(貸金業者)とベトナムのノンバンク(ファイナンス会社)の相違点を文書にまとめて提出する。	◎					
65	ノンバンク		b)	日本側は日本のノンバンクの種類及び事業範囲と健全性確保ルールに関する日本の法制度について、文書にまとめて提出する。	◎					
66			c)	日本側及びベトナム側は、ノンバンクの定義について、意見交換を行う。		○				
67		(2)「預金を扱わないノンバンク」の規制	a)	日本側は、日本側の意見をまとめ、ベトナム側に文書で提出する。	◎					
68			b)	日本側は、参考となる日本の制度体制について、ベトナム側に情報提供を行う	◎					
69			c)	ベトナム側は、a)及びb)を踏まえ、ノンバンクについて適切な規定を策定する。			△			
70		(3)「預金を扱わないノンバンク」のライセンス	a)	日本側及びベトナム側は、金融機関のライセンス発給に関し、意見交換を行う		○				
71			b)	ベトナム側は、ライセンスの申請及び認可について改正法に基づく細則を速やかに、公布し、施行し、申請受付及び認可手続きを明確化する。						-
72		(4)「預金を扱わないノンバンク」の対象顧客	a)	日本側は、ベトナム側に対し、日本の制度体系について情報提供を行う。	◎					
73			b)	ベトナム側は、Consumer Financeの定義を「企業及び個人を含むサービスの利用者」とすることを検討する。			△			
74	WT9	(1)サービス産業の会社設立・出店	a)	日本側及びベトナム側は、関係する約束の関係を整理し、日越投資協定が優先適用されることを確認した上で、日本側関心分野について、規制内容・根拠規定、関係する行政機関を整理する			△			
75	サービス		b)	ベトナム側は、地方当局と協力して法制度をチェックし、法制度と完全化する法案を提出する。		○				
76			c)	日本側及びベトナム側は、日本側関心9分野について、地方において、法令・手続きが正しく実施されていないために日本の投資家が問題に遭遇した場合に、問題解決するための仕組みについて、意見交換し、仕組みを構築する。		○				
77			d)	ベトナム側は、外国投資に対する政府管理業務における協力方法を発行するための決定をつくる。						-
78	WT10	(1)食の安全と輸出	a)	ベトナム側は、食品安全法の遵守について現場確認する。	◎					
79	食品輸出		b)	ベトナム側は、日本側の協力を得て、啓蒙活動の更なる履行及び法令違反者への罰則を徹底する。	◎					
80			c)	ベトナム側は、罰則対象を、仲介業者、漁民・農家等にも拡大する。		○				
81			d)	ベトナム側は、違反内容の公表の義務化を行う。		○				
82			e)	ベトナム側は、生産者を特定できる仕組み深化させる。		○				
83			f)	ベトナム側は、農業農村開発省品質管理局の能力強化を行う。	◎					
84	WT11	(1)官民連携インフラ開発促進	a)	日本側及びベトナム側は、フェーズ4報告書をレビューし、解決した課題と解決していない課題を整理する。		○				
85	インフラ		b)	ベトナム側及び日本側は、十分に解決していない課題のうち、特に日本側が重要と課題について、フェーズ5での目標と解決の方策を合意する。		○				
86			c)	日本側は、ベトナム側の協力を得つつ、解決策について、TORを準備する		○				
87			d)	ベトナム側は、TORにを受けて、解決策を立案し、実施する。	◎					
88			e)	日本側及びベトナム側は、a)及びd)において合意された内容を、首相府の代表の署名を付した成果文書を作成して、周知する。		○				
89		(2)建設工事の契約管理	a)	日本側及びベトナム側は、建設工事契約における“the Engineer”の位置付けについて意見交換を行う。		○				
90			b)	日本側及びベトナム側は、意見交換結果を報告書に取りまとめる。		○				
91			c)	ベトナム側は、JICA調達ガイドライン等が政令48号よりも優先することを確認する通達等を策定する。			△			
92			d)	ベトナム側は、JICA標準入札書類に基づく契約の遵守につき、地方政府への指導及びセミナーを実施する。		○				
93			e)	日本側は、関連する人材育成・意見交換を実施する。			△			
94	WT12	(1)戦略産業分野の裾野産業発展	a)	日本側及びベトナム側は、「ベトナム金型協会」を設立する。			△			
95	工業化戦略連携		b)	ベトナム側は、日本側の協力を得て、ベトナム金型企業の育成を促進する。			△			
96			c)	ベトナム側は、外資系裾野企業の誘致策を改善する。		○				
97			d)	ベトナム側は、現在改訂中の裾野産業マスタープランに関して、日系裾野産業の意見を反映するための意見交換を行う。			△			
98		(2)自動車産業マスタープラン	a)	ベトナム側は、自動車発展政策の形成に向け、日本側と意見交換を行う。	◎					
99			b)	ベトナム側は、意見交換を通じて得た意見を反映させ、自動車発展政策について首相承認を得る。		○				
100			c)	ベトナム側は、自動車発展政策を実現するための法整備を行う。			△			
101	WT13	(1)マクロ経済安定/戦略分野への政策金融強化	a)	日本側及びベトナム側は、マクロ経済安定、及び、政策金融の在り方について意見交換を行う。		○				
102	マクロ		b)	日本側及びベトナム側は、意見交換の結果を報告書として取りまとめる。		○				
103			c)	日本側メンバーは、日本側に結果を周知する		○				
104			d)	ベトナム側メンバーは、越関係機関に結果を周知し、更なる取組を働きかける。		○				
13	WT	26 items		104 sub-items		31	50	14	0	9